

場所 大津町役場 2階 町民協働ルーム

1 開会及び閉会に関する事項

開 会 令和8年7月17日(金) 午後3時

閉 会 令和8年7月17日(金) 午後4時30分

2 出席委員の氏名

教育長 吉良 智恵美

教育長職務代理者 津留 武芳

委員 寺下 早苗

委員 坂梨 裕史

委員 大村 詠一

3 委員及び傍聴人を除く外、議場に出席した者の氏名

教育部部長 村山 博徳

教育部次長 境 敬一郎

教育委員会教育部学校教育課長兼教育支援センター長 西光 優人

教育委員会教育部教育施設課長 山田 和之

教育委員会教育部生涯学習課長 蔵森 史香

教育委員会教育部学校教育課審議員兼指導主事 長島 義直

健康福祉部子育て支援課審議員兼陣内幼稚園長 田川 順子

教育委員会教育部学校教育課学務係長 榊 陽子

4 公開の審議

津留代理者 「3 公開の審議」をお願いします。

寺下委員 本日の議題については、大津町教育委員会会議公開規程第3条に該当する
非公開の案件はありません。

津留代理者 ただいまの報告のとおり、非公開とすべき議案は無いとのことですので、
今回の議案につきまして、公開といたします。

5 傍聴人の有無

無し

6 議題及び動議を提出した者の氏名

① 大津町いじめ防止基本方針の改訂について【公開】 (境次長)

② 大津町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について【公開】 (蔵森課長)

③ 大津町中学校部活動地域展開運営システム導入補助金交付要綱の制定について【公開】
(蔵森課長)

7 質問及び討論

① 大津町いじめ防止基本方針の改訂について【公開・審議公開】

質問 「指導死」とは。表現として正しいのか。

答弁 行き過ぎた指導によって生徒が死亡した事案のことを指す。

質問 「学校等警察連絡協議会等」とは。

答弁 「学校等警察連絡協議会」は、大津警察署を中心に、署内管轄の高校、中学校、小学校が集まって協議会を編成することになっている。ここでは、情報共有や共通した取組みについて意見交換をする年に2回開催されるもの。今年度は翔陽高校が事務局をしている。警察署からも様々な情報共有がある。

意見 文章の表現として、主語について重複的な表現が何か所かに見られる。

答弁 ご指摘については、検討させていただく。

意見 「重大事案への対処」という項目で、「町教育委員会又は学校による調査」とされているが、「又は」ではなく、両者ともに対応するであろうから、「及び」という表現にしたほうが良いのではないか。

答弁 法に合わせた表現にしている。

答弁 文科省で示されている上位の方針においても、「教育委員会又は学校による調査」という表現をしている。実態としては、教育部に予算をつけているため、教育委員会が調査を行う。10月には重大事案の調査に関する説明会があるため、教育部にて参加する予定である。

答弁 上位方針の文言との整合性をとるために「又は」とするが、実態としては、教育委員会で行っていくことになる。

質問 この基本方針は学校だけに限定して適用されるのか、今後の地域展開を見据え、学校外にも適用されるのか、適用範囲によっては文言も変わってくる。「教職員」という表現にまとめられているが、地域クラブ活動にも適用される場合、「外部指導者」も主語として入ってくるのではないか。「学校」での発生に限定するのか、それ以外の施設で発生した場合も含むのか、どう整理するかによって、文言も変わってくる。

答弁 前提としては、学校で起きたものを対象として作成している。

答弁 地域展開はまず土日に移行していくことになるが、同じ子どもたちという点では変わらないため、恐らくこの方針を適用していくことになると思うが、まだ整理できていないため、土日の地域展開の部分が盲点とならないようにしていきたい。

意見 これはあくまでも学校に対する方針であるため、これに学校外の部分を入れていくと役割分担がうまくいかないこともある。学校の中でいじめをどのように防いでいくのか、いじめがあった場合にはどのように対応していくのか、そういった内容をまとめているので、これは学校でいじめが起こった場合の方針として、学校外で起こった場合は、また違う視点で考えていくほうが合理的ではないか。この方針にすべてを盛り込んでいくと、すべてが学校で行うことになってしまうため、あくまで学校側の立ち位置として、まとめたものという整理で良いのではないか。

答弁 地域展開が完全移行したときに、またどのように対応するか方針を定めていく必

- 要がある。
- 意見 学校をまたいで発生する事案も考えられるため、今後整理していったいかなければいけないかと思う。
- 意見 小学校や中学校の PTA 会長をした際に、この方針を見たことがなかった。いじめ問題対策連絡協議会の委員に PTA 会長が入っているため、PTA 会長には読み合わせ会を行うなどで周知した方がよい。場は学校運営協議会などでも良いと思う。
- 答弁 PTA 会長がいじめ問題対策連絡協議会の委員となることもご存じなかったとのことなので、PTA 会長が充て職になっている各種委員については、一覧を整理して周知に努めたい。
- 意見 具体的ないじめの態様に「万引きの強要」を入れてはどうか。
- 答弁 ここで示されているのは事例の列挙なので、最後に「等」がついている。実際には具体的事例に基づき判断していくことになる。
- 答弁 「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」にも万引きの強要は含まれてくる。

② 大津町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について【公開・審議公開】

- 説明 国の方針に合わせ、「地域移行」から「地域展開」への文言変更を行った。その他の内容については、変更していない。施行日は、ご承認いただいた日からとなる。
- 質問等 無し

③ 大津町中学校部活動地域展開運営システム導入補助金交付要綱の制定について【公開・審議公開】

- 説明 中学校部活動の地域展開を円滑に進めるために、関係者の情報共有が必要。このため、運営主体による地域クラブ活動の一元管理システムを導入することとしており、システム導入に対して、補助金を交付するため要綱を制定するものである。町の施策を推進するための基盤整備であるため、補助金額は補助対象経費の 10/10 以内で、予算の範囲内で町長が定める額となる。施行日は、ご承認いただいた日からとなる。
- 説明 一回限りの補助となる。6 月補正予算で承認をいただいている。現在、保護者との連絡や活動費徴収は、LINE を活用している状況。システムを導入すれば、保護者との連絡、活動費等の徴収、指導者の勤怠管理もシステムで一元的に管理できる。システムの調達にあたっては、入札によるものとする。また、システム運営会社が決まったら、町側からも職員を助言者として参画すること、システムの導入後は、町の職員が常時システムの稼働状況を確認できるようライセンスを提供すること、といった条件を付している。
- 質問 システム開発ができなかった場合はどうなるか。
- 答弁 補助金返還となってくる。途中までシステム開発してその後完成できなかった場合が一番心配である。システム開発業者としては、途中までの開発費を請求してくるかと思うが、完成品がないものに補助金を払うのは民意として納得できないのではないかと思うため、全額返還を求めなければならない。一方で、途中まで

の開発経費を支払わないというのも難しいかと思う。今後この点は考えていかなければならない。

意見 万が一の場合に備えて、危機管理をしておく必要はあるかと思う。

答弁 経過観察含め、しっかり管理していく必要がある。

質問 システムの維持費については、追加予算が発生するのではないか。

答弁 まだシステム開発業者は決まっていないが、関係者からのヒアリングでは、維持費は年間 180 万円ほどかかる。子ども 1 人あたりに換算すると、100 円程度となるため、参加費からの徴収も可能かと思われる。

8 議事の概要及び議決

① 大津町いじめ防止基本方針の改訂について【公開】

原案承認

② 大津町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について【公開】

原案承認

③ 大津町中学校部活動地域展開運営システム導入補助金交付要綱の制定について【公開】

原案承認

(教育長) 提案された議題については上記のとおり決定してよろしいですか。

(委員全員) 異議なし